

申込みは

お済みですか？

容器や**包装**を使って商品を売ったり、**容器**をつくっているみなさんへ

【リサイクル(再商品化)の義務】を負う
可能性があります
リサイクル費用を支払うことで義務が果たせます

令和
7
年度

1 2 3 に該当するすべての事業者の方が、対象になります。

1 一部でも関わっている事業



容器・包装を利用する
中身製造事業者



容器の製造事業者



小売・卸売事業者



輸入事業者



学校法人、宗教法人、
テイクアウトができる飲食店など

2 家庭から排出される容器包装の素材



ガラスびん

紙

PETボトル

プラスチック

3 事業規模

製造業等 従業員 **21人以上** または 売上高 **2億4,000万円超**

商業サービス業 従業員 **6人以上** または 売上高 **7,000万円超**

お問合せ・
お申込みは

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
コールセンター(Tel.03-5251-4870) <https://www.jcpra.or.jp/>

最寄りの
商工会議所・商工会

まで